



2017年 夏号

税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号
 TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051
<http://www.yoshiizaimu.co.jp>

Topic

海外居住期間のライン「5年」が「10年」へ

贈与税は、贈与をする側（贈与者）とされる側（受贈者）の国籍や住所がどこかによって、課税される財産の範囲が異なります。この課税される財産の範囲について、平成29年度税制改正により、租税回避抑制のための措置がとられました。



租税回避を抑制するため 海外居住期間が「10年」へ延びる

国外に資産を持つ日本人富裕層が、当該財産の贈与に日本の贈与税が課税されないよう、一時的に海外へ移住することがあります。このような租税回避を抑制するため、国外財産が課税されない“国内に住所がない”期間のラインが、「5年」から「10年」へ改正されました（右表下線分）。これにより冒頭の日本人富裕層の場合、海外居住期間が10年を超えないと、国外財産も課税対象になります。

この改正は、平成29年4月1日以後の贈与について適用されています。なお、相続税についても同様の改正が行われていますので、ご注意ください。

○贈与税の納税義務の範囲（改正後）

贈与者 \ 受贈者		国内に住所あり		国内に住所なし		
		短期滞在 外国人 ^{※1}	10年以内 に住所あり	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内 に住所あり	10年以内 に住所なし	
国内に住所あり						
	短期滞在 外国人 ^{※1}					
国内に 住所なし	10年以内 に住所あり					
	短期滞在 外国人 ^{※2}					
	10年以内 に住所なし					

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格者で、過去15年以内に“国内に住所あり”の期間が合計10年以下の者
 ※2 日本国籍のない者で、過去15年以内に“国内に住所あり”の期間が合計10年以下の者

■ 国内・国外財産ともに課税 ■ 国内財産のみに課税

参考：財務省「平成29年度税制改正」（平成29年4月発行）

～2017年夏号 目次～

海外居住期間のライン「5年」が「10年」へ 1	不動産を売る時、元の住人の情報も必要？ 6
配偶者の税額軽減って本当に有利？ 2	紫外線対策は、身体の外と内から 8
遺言の修正・撤回 4	

配偶者の税額軽減って本当に有利？

「配偶者が相続した財産については相続税がかからない」という制度があります。一見とても有利に感じる制度ですが、長い目を見た場合、本当に有利となるのでしょうか。



Question

夫が他界しました。夫の遺産は約1億円、相続人は妻である私と、息子2人の合計3人です。

「配偶者が相続した財産については相続税がかからない」と聞きました。夫の遺産のすべてを私が相続した場合、相続税は払わなくてもよくなるのでしょうか？

とても有利に思えるのですが、今後には問題はありませんか？

Answer

「配偶者が相続した財産については相続税がかからない」というのは、**配偶者の税額軽減**という特例のことですね。被相続人の配偶者が相続した場合は、**次のいずれか多い金額まで**相続税が発生しません。

1. 1億6,000万円まで
2. 配偶者の法定相続分相当額

ご質問の場合には、ご主人の遺産が1億円ということですから、1億円すべてを奥様が相続された場合には、確かに相続税は課税されません。

この特例を受けるためには、以下の手続きが必要です。

1. 相続税の申告書を提出する。
2. 戸籍謄本、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書（原本）を提出する。

次の相続も視野に入れるべし

配偶者の税額軽減は、「残された配偶者の生活保障のため配偶者が相続した財産のうち一定額まで相続税を課税しない」という制度です。一方で、夫婦という同一世代間での財産の

移転であるため、近いうちにもう一度相続税を課税する機会がある、という側面もあります。

すべて奥様が相続されることが本当に有利となるのかどうか、検証してみましょう。

<前提>

- ・相続財産：1億円
- ・相続人：配偶者、子2人 計3人
- ・配偶者の固有財産：2,000万円

■シミュレーション結果

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
妻の相続額	1億円	5,000万円	3,000万円	0円
一次相続税額	0円	315万円	441万円	630万円
妻死亡時の相続財産額	1億2,000万円	7,000万円	5,000万円	2,000万円
二次相続税額	1,160万円	320万円	80万円	0円
相続税額計	1,160万円	635万円	521万円	630万円

一次相続に限っていえば、ケース①のように今回奥様が全財産を相続した場合が最も有利となります。しかし、奥様の相続発生時（二次相続）の相続税額まで考えると、税負担は①が一番重くなっています。これは二次相続の際の財産額が大きく、高い税率が適用されてしまうためです。



この事例では、一次相続と二次相続をあわせて税負担が一番少なくなるのは、ケース③の奥様が3,000万円（30%）相続した場合という結果になりました。

減しないことを前提にしましたが、配偶者の年齢が若い等、二次相続まで時間がある場合には、その間に様々な相続対策が検討・実行でき、二次相続の税負担を減らすことは可能です。

一次相続で配偶者の相続割合を決定する際には、目の前にある税負担を軽減させることにとらわれがちですが、**将来（二次相続）を見据えた税負担まで考える**ことで、財産の承継にかかる税負担を最小限に抑えることが可能です。配偶者の年齢、健康状態、今後の生活基盤、相続対策に対する考え方など、様々な角度からの検討が重要でしょう。

今からでも間に合う対策も

事例では二次相続までに配偶者の財産は増

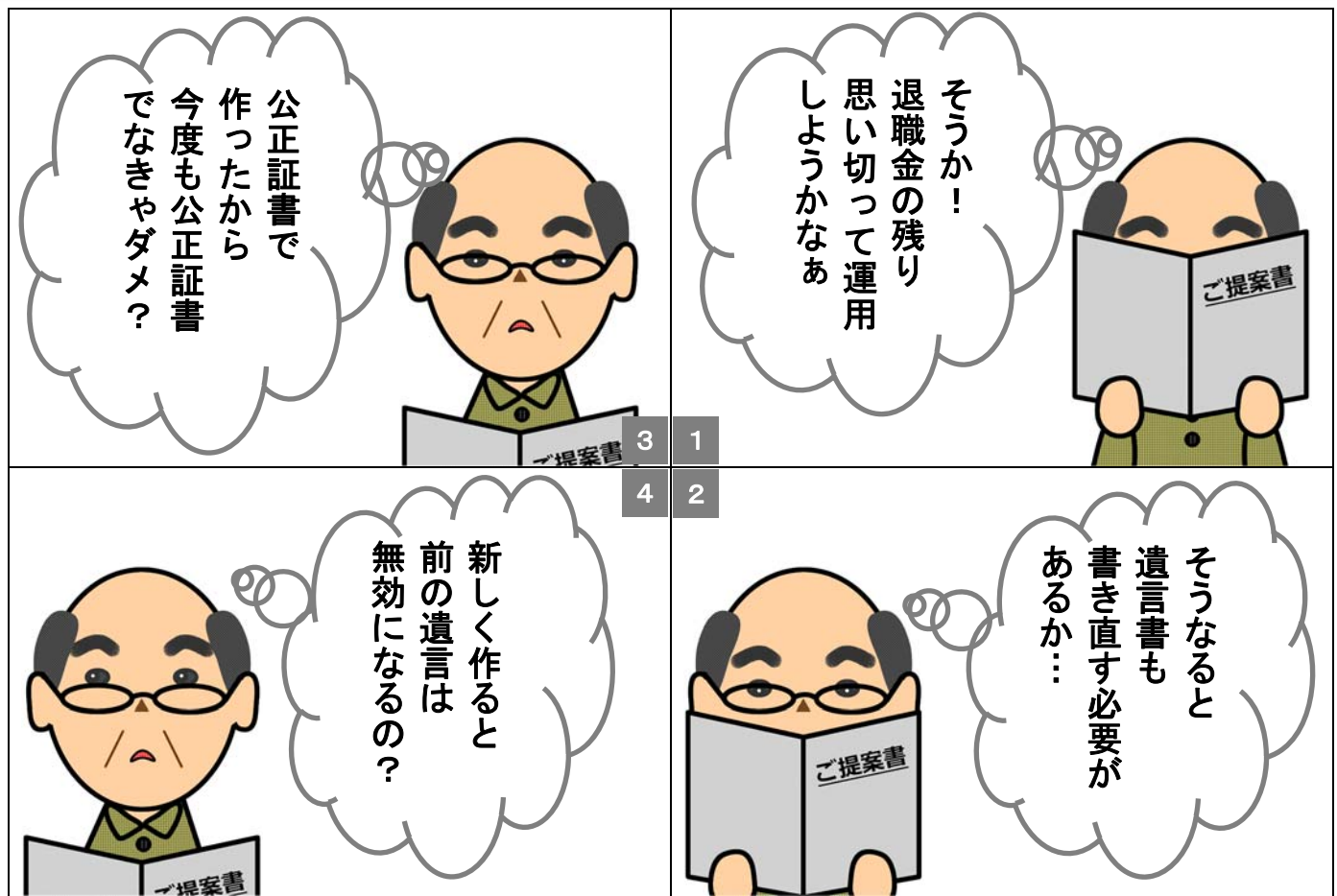
**まとめ**

- ✓ 「配偶者の税額軽減」により、配偶者の相続は、1億6,000万円と法定相続分相当額、いずれか多い金額まで相続税が発生しません。
- ✓ 適用を受ける場合には、相続税の申告書を提出する必要があります。
- ✓ 一次相続の際には、二次相続での税負担も考慮しましょう。

<根拠条文> 相法19の2、32、相規1の6、16

遺言の修正・撤回

遺言を作り直した場合、遺言の効力はどうなるのでしょうか。また、作り直す場合は、前回と同じ要式で作らなければならないのでしょうか。



同じ要式でなくても OK

既にある遺言を作り直す時は、前回と同じ要式で作る必要はありません。例えば、前回作成した遺言が公正証書による遺言であった場合でも、自筆証書遺言によって作り直すことも可能です。

重なる部分は古いものを「撤回」

遺言を作り直すことにより「撤回」という効力が生じます。既に作成した遺言をすべて撤回する方法だけでなく、一部を変更することも可能です。

遺言の内容を撤回する場合は、新たに作成する遺言に、撤回する箇所（既に作成した遺言の全文又は一部）を特定した上で、「これを撤回する」と明確に記載するのが、最も望ましい方法です。

明確に「撤回する」という言葉を用いなくても、新たに作成された遺言が前に作成した遺言と内容が抵触した場合には、その抵触する部分について「撤回したもの」とみなされます。しかし、やはりここは撤回の意思を明確にするためにも、「いつ作った遺言のどの部分を撤回するか」をきちんと明確にした上で、新たな遺言を作るとよいでしょう。

抵触したら、どっちに効力？

複数の遺言の内容が抵触したり、生前に行った処分が遺言の内容と異なっていたりすると、どれを優先すべきなのか複雑になります。どちらに効力があるのかは、以下のようになります。

前の遺言

VS

後の遺言

- その抵触する部分について、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなします。
-民法1023条1項-



遺言

VS

生前処分

- その抵触する部分について、遺言を撤回したものとみなします。
-民法1023条2項-



新しい遺言が優先

上述のように、複数の遺言の内容が抵触する場合には、後の日付の遺言が優先されますが、もちろんその際には、後の日付の遺言が有効なものでなければ、撤回の効力は生じません。

また、日付の異なる複数の遺言があった場合に、それぞれ遺言の内容が抵触しなければ、すべての遺言が有効となります。

遺言を書き直したり、遺言と異なる処分を生前に行ったりした場合には、十分に留意が必要です。遺言は残されたご家族への大切なメッセージですので、そこに書かれた内容が、残された家族にとって解釈や判断に迷うものであってはいけません。

大切なご家族のためにも、また、きちんと遺言者の希望を叶えるためにも、遺言作成の際は専門家にご相談されることをお勧めいたします。

不動産を売る時、元の住人の情報も必要？

不動産業者に不動産売却の相談をする際、土地・建物の不具合の有無に加え、対象不動産に住んでいた人達について聞かれる場合があります。不動産業者は、なぜこれらを質問するのでしょうか。不動産の売却にどう関わってくるのかを解説します。

瑕疵を把握するための大切な情報収集

相続した不動産を売却する際に、不動産業者から生前住んでいた親の死亡状況を尋ねられる場合があります。どこで、どのような状況で、どんな原因で亡くなったのかを、突然他人から問われるのは、いい気分ではないでしょう。しかし、不動産業者は興味本位でこのようなことを質問しているわけではありません。

不動産の売買を行う時には、売主は買主に対し、その不動産について知っている瑕疵をきちんと伝えなければなりません。これまで住んでいた人について不動産業者が質問するのも、そのために必要な情報収集なのです。つまり、売却に必要な情報だからこそ尋ねている、ということをご理解いただくとよいでしょう。

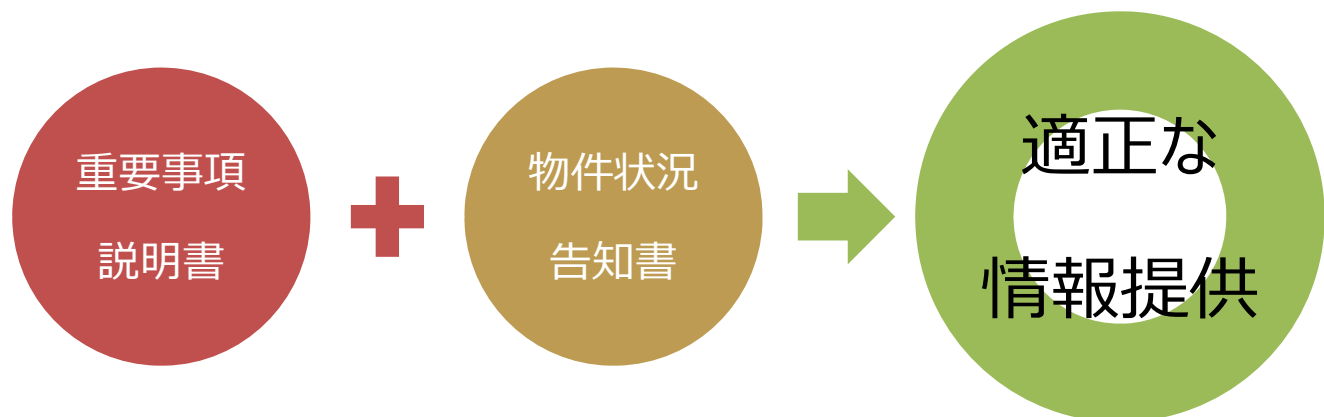
不動産情報を買主に伝える2つの方法



不動産の売買の際は、宅地建物取引業法により定められた事項を「重要事項説明書」としてまとめ、その不動産に関する重要な事項について、宅地建物取引業者から説明を行うことが義務付けられています。

その他、国土交通省の指導によりこの「重要事項説明書」に加え、「物件状況告知書」をまとめ、買主に対して当該不動産に関する告知を行うことが望ましいとされています。ここには売主にしかわからない、過去の修繕の履歴や瑕疵が記載されます。

これらの書面により、売主はその不動産について知っている事実（瑕疵）を確実に買主に伝えることができます。



瑕疵は2種類

この場合の瑕疵は大きく次の2つに分かれます。それぞれに該当する事実がある場合には、その旨を記載する必要があります。

物理的 瑕疵

立地が極端な場所や、間取りが特殊で使い勝手が悪い、また住宅として欠陥がある等、不動産に対して物理的な問題となる要因のことです。

例えばその住宅が崖地に存在している、地盤が極端に弱い、その不動産までの道路が全く舗装されていない、等があります。



心理的 瑕疵

その不動産で自殺や事故死などがあつた事実等、心理的なマイナスイメージに繋がる要因のことです。

病死等は瑕疵には含まれませんが、買主が気にされるケースもありますので、不動産業者に状況をお伝えください。



言わなかったらどうなる？

万一、知っていたにも関わらず、売主が当該不動産物件の瑕疵を買主に告知しなかった場合はどうなるのでしょうか。

まず売主側は、説明義務違反に基づく契約解除や、損害賠償義務等の法的責任を負担することとなります。

その一方で、買主が売買契約締結時に瑕疵があることを知った上で購入した場合には、それに関して売主側が責任を負う必要はありません。

買主は、瑕疵等の有無を告知書で把握して判断・検討します。物件状況告知書に記載されていれば、売主側が説明義務違反を問われることはありません。それゆえ、物件状況告知書による「書面での告知」は、非常に重要となります。

「これを伝えると取引が破談になるな」と思うと、つい隠してしまいたくなる…、こういう気持ちを理解できないわけではありません。しかし、その判断が後々の大きなトラブルにつながることを忘れてはいけません。

不動産の取引で売主側になる際は、知っている瑕疵を“正確に”そして“正直に”、不動産業者へ伝えることをお勧めします。



紫外線対策は、身体の外と内から

女性はもちろん、男性も気を付けなければならないのが、夏の強い紫外線。油断して対策せず、気が付いたら真っ赤でヒリヒリ…などの経験がある人も。今回は、クリームや帽子等の身体の外側からの対策に加え、身体の内側からケアする方法も合わせてご紹介します。

紫外線を浴びた肌は…

紫外線を浴びると、肌は日焼けし、一見健康そうな小麦色に。けれど、そこには多くのマイナス面があります。紫外線は、肌老化を加速させ、シミ・シワの増加、眼障害や免疫力の低下、皮膚ガンなどの原因になるとも考えられています。



肌老化とは？

肌老化とは、肌内部に存在するコラーゲンやエラスチン繊維をつくりだす細胞が傷つけられ、肌のハリや弾力が低下し、シワやたるみが生じること。肌老化の原因のうち9割が紫外線、1割が加齢によると考えられていることから、日頃の紫外線対策がどれだけ重要かがわかります。

紫外線から身体を守る生活を

紫外線をまったく浴びずに生活することは難しいものの、少しでもそのダメージを抑えるためのポイントをご紹介します。

Point1：日中の外出では徹底ガード

- 紫外線量が最も多いのは朝10時から午後2時頃まで。外出の際は、日焼け止めクリームや、つばが広めの帽子、長袖のカーディガン等で、できるだけ紫外線をブロックするようにしましょう。
- 肌と同様、目も日焼けしてします。サングラスや日傘はとても有効。目に大量の紫外線を浴びると、脳が察知して体内にメラニンを発生させ、シミ、ソバカスが増えることとなります。目のガードもお忘れなく。

Point2：毎日の食事にもひと工夫

- 紫外線は疲労や肌の炎症を招くため、内側から栄養補給を。次の栄養素がおすすめです。



- ビタミンA（カボチャ、ニンジン）＝肌の色素沈着を防ぐ
- ビタミンB（豚肉）＝皮膚や粘膜の再生を促して美肌を守る
- ビタミンC（トマト、キウイ）＝できてしまったシミをケアする
- ビタミンE（ゴマ油）＝抗酸化作用で肌老化を食い止める

- なかでも、ビタミンAは油と一緒に摂ると吸収力UP。カボチャやニンジンをゴマ油で炒める、蒸してからゴマ油をかける等がおすすめ。豚肉に含まれるビタミンBは、トマトに含まれるクエン酸と一緒にとると、疲れの原因物質である乳酸を追い出し、肌や身体の疲労回復につながります。

外出先では、様々な対策で紫外線をなるべく浴びないようにし、家の中では栄養素を意識した食事を心がけ、外と内から肌をしっかり守りましょう。